

自動車事故報告書の記載例

別記様式（第3条関係）

（表）

**報告書は4部提出すること
提出の前に下書きをFAX
（栃木運輸支局：028-659-2416）**

自動車事故報告書	
国土交通大臣 □□ □□ 殿	自動車の使用者の氏名又は名称 ○○運輸株式会社 代表取締役 ○○
住所 栃木県○○市○○町○丁目○ー○	電話番号 000-000-0000
平成 年 月 日 提出	
☆発生日時 平成 30年 4月 1日 21時 30分	☆路線名又は道路名
天 候 1晴れ 2曇 (3)雨 4雪 5霧 6その他	国道 4号線
☆発生場所 栃木 都道府県 ○○区市郡 ○○区町村 ○丁目○番地	☆自動車登録番号又は車両番号
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び住所	宇都宮 100あ○○○
○○運輸株式会社 ○○営業所 栃木県○○市○○町○ー○	とちぎ 100あ○○○
☆当時の状況	
<p>当該営業所の運転者○○は、4月1日6時に出社し、運行管理者（補助者）○○の乗務前点呼を6時30分に受け、積み込み先の●●に向け7時に出庫した。8時に●●に到着し荷物を積み込み、9時に埼玉県○○市へ向け出発した。その後、上記場所付近の片側1車線の国道4号線を約70キロで走行中、赤信号で停車していた乗用車3台の列に追突した。当該運転者にはケガはなかったが、最初に追突した乗用車の運転者（男性・64歳）が右足の大腿骨の骨折の重傷を負い○○病院に搬送され、現在も入院中。</p> <p>さらに前の乗用車の運転者（女性・38歳）が首に軽傷を負った。</p>	
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）	
☆当時の処置	<p>当該乗務員は被害者の様子を確認し、至急消防と警察に連絡した。その後、被害者は病院に搬送された。当該運転者は警察に取り調べを受けるため、○○警察署に移動した。</p>
事故の原因	脇見運転による前方停止車両の発見の遅れとスピードの出し過ぎ。
発防止策	乗務員全員を集め、脇見運転防止と法令速度遵守の徹底を行った。
※備考	

報告書を提出する時点の国土交通大臣を記入する

時間は24時間制で記入

本社営業所の住所・電話番号を記入

・事故発生から30日以内に提出
・提出日は空欄とする

・道路名は、国道、県道、市道等具体的に記入
・高速道路等の場合はその名称も記入
・高速道路の場合は、「上り線」、「下り線」の区分と○○kpを記入

場所は、分かる範囲で詳細に記入

・営業所名まで記入
・営業所の住所を記入

下段はトレーラのナンバーを記載

・事故当日の当該運転者に関する時間的な経過（出勤時間、点呼時間、出庫時間、目的地着発時間など）を記入。
・事故発生時の状況（時間、場所、速度、交差点の有無、信号の有無、車線、標識など）を記入。
・事故に関係する車両の乗員の情報（乗車人数、怪我の程度、年齢や性別、治療期間、入院先の病院名など）を可能な限り詳しく記入。

警察、家族、会社等へ連絡、死者又は負傷者にとつた処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を記入

警察の調書、運転者及び目撃者の証言等を参考に記入

・事業者として講じたものを具体的に記入
・事故原因が明らかになってから講ずる場合は「原因究明結果待ち」と記入し、緊急的に講じた対策についても記入

記載しないこと

衝突事故のときのみ記入

- 正面衝突：自動車同士が相手方と対面方向と対面方向以外の方向に進行して衝突又は接触した場合
- 側面衝突：自動車同士が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行して衝突又は接触した場合
- 追突：自動車同士が相手方と同方向に進行して衝突又は接触した場合で次の接触以外の場合
- 接触：自動車同士が相手方と並進中又は後続車が先行車を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合
- 物件衝突：自動車が家屋、その他の物と衝突した場合

「衝突」

- 自動車又は原付と衝突・接触し当該車両に乗っている者を死傷させた場合は衝突とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は死傷とする
- 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は衝突とする

「死傷」

- 歩行者又は自転車を撥ね死傷した場合
- 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合

・当該自動車の大部分が位置していた場所
・重複する場合は該当する箇所

当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間

事業用運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」、それ以外は「臨時」

事業用自動車の乗務中の事故・違反

実際に点呼を実施した運行管理者

「死亡」とは事故発生後死亡した者で24時間以内に死亡した場合

記載しないこと

発生した事故の種類別の区分番号を○で囲む。
(2種類以上の事故の場合、最も大きな被害を発生した事故の種類とする。飲酒等・救護違反の場合両方記載)

2種類以上の事故を併発した場合は、その発生順に従い数字を記入

運転者、乗客、車掌等の合計を記入

路肩部分を含む道路の総幅員 ※歩道は含まない

警戒標識が設置されており、当該標識により運転上注意の必要があると認められる箇所において事故が発生した場合は「有」

トラック事業者からの運送の依頼により貨物運送を行った場合には「1」を、それ以外は「2」を○で囲む

事故の区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	車内	飲酒等	健康起因	救護違反	車両故障	交通傷害	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	☆発生順					1									
	☆転落の状態	落差				m	水深								m
	☆衝突の状態	1 正面衝突	2 側面衝突	3 追突											
	☆車名	☆型式	☆車体の形状	☆初度登録年又は初度検査年											
	○○	ADG-DC125													
	○○	EF12345													
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物、ロその他) 6 特定貨物	2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種												
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送	3 その他												
	種別	1 普通	2 小型	3 その他											
	☆乗車定員	2 人	☆当時の乗車人員	1 人											
	☆最大積載量	39,200 (9,500) kg	☆当時の積載量	— kg											
		29,000 kg		28,000 kg											
概要	許可等の必要性	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
	許可等の取得状況	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
	貨物の内容	1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材	2 長大物品等 5 危険物等 8 引越	3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他											
	積載の有無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	1 有 2 無	
	種類	1 危険物 4 核種 5 R1	2 火薬類 6 毒劇物	3 高圧ガス 7 可燃物											
	☆品名及び積載量又は放射能の量	品名 () kg、1 Bq													
	イエコカードの携行状況	1 有 2 無													
道	種類	1 道路 (イ高速自動車国道、ロ自動車専用道路等) 2 その他の場所													
	☆道路の幅員	2 その他の場所													
等	こう配	1 平たん 2 上り 3 下り													
	道路の形態	1 直線 2 右曲り 3 左曲り	4 交差 5 つづら折り												
状	路面の状態	1 乾 2 湿 3 積雪 4 氷結													
	警戒標識の設置	1 有 2 無	☆当該道路の制限速度	60 km/h											
	踏切の状態	1 遮断機付き 2 警報機付き 3 その他													
◆	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地) ○○営業所 ~ 栃木県○○市 (○建設) ~ 着7:00 発9:00 埼玉県○○市 (□建設) ~ ○○営業所 着12:00 発14:00													
◆	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)														
	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有 2 無													
	運送形態	1 下請運送 2 その他													
	☆荷送人の氏名又は名称及び住所	(株) ●●建設 栃木県○○市△△1-2-3													
	☆荷受人の氏名又は名称及び住所	□□建設 (株) 埼玉県○○市○○4-5													
◆	☆危険認知時の速度	70 km/h													
◆	☆危険認知時の距離	20 m													
◆	☆スリップ距離	5 m													
◆	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回	2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流	3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他											
◆	道路上での事故の発生地点	1 車道 4 路側帯 6 交差点 8 トンネル	2 歩道 5 路肩 7 バス停留所 9 その他	3 横断歩道											
◆	死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転	2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 路肩 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他												
◆	車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 3 動力伝達装置 6 車輪 10 燃料装置 13 連結装置 16 窓ガラス 18 ばい煙等の発散防止装置 20 反射器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 25 内圧容器及びその附属装置 27 その他	2 速度抑制装置 4 車輪 (タイヤを除く) 7 操縦装置 11 電気装置 14 乗車装置 17 騒音防止装置 19 灯火装置及び指示装置 21 警音器 24 消火器 26 走行記録計	5 タイヤ 8 制動装置 9 緩衝装置 12 車枠及び車体 15 物品積載装置											
◆	☆氏名	○○○○													
◆	☆年齢	64 才													
◆	☆経年数	12 年 1 月													
◆	☆本務・臨時の別	1 本務 2 臨時													
◆	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数	5 日													
◆	☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離	8時間30分 550 km													
◆	☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計	4 日 2000 km													
◆	損傷の程度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷													
◆	シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備													
◆	☆交替運転者の配置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km	2 無												
◆	☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) 29年2月3日 1件 (最近の事故年月日)													
◆	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) 29年1月9日 2件 (最近の違反年月日)													
◆	☆過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) 28年7月1日 (適性診断受診場所) N A S V A 栃木支所	2 無												
◆	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 29年5月20日													
◆	☆本務・臨時の別	1 本務 2 臨時													
◆	損傷の程度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷													
◆	シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備													
◆	☆運行管理者	運行管理者 氏名 ○○○○ △△△△ 運行管理者資格者証番号 関係貨物第000号 関係第000号	統括運行管理者 氏名 △△△△ △△△△												
◆	☆損害の程度	◆死亡 0 人 (うち乗客 人) ◆重傷 1 人 (うち乗客 人) ◆軽傷 1 人 (うち乗客 人)													
◆	☆事業者番号														
◆	☆再発防止対策														

※健康起因の事故の場合は、別表2の調査事項を調査し、提出すること。

※車両故障により運行を中止した場合は、別表3の調査事項を調査し、提出すること。

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第5号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行者等」という。）である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行者等登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。